

◎新潟県告示第995号

平成17年1月21日新潟県告示第78号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成24年10月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成24年9月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成24年8月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成17年1月21日新潟県告示第78号で定めた区分の表中

区 分	
1	10トン未満の漁船により営む漁業のうち主としてさし網を使用して営む漁業及び主としてえびかごを使用して営む漁業
2	10トン未満の漁船により営む漁業のうち1に掲げる漁業以外の漁業
3	10トン以上の漁船により営むかご漁業
4	10トン以上の漁船により営むいか釣り漁業
5	10トン以上の漁船により営むさし網漁業及び底びき網漁業

を

区 分	
1	10トン未満の漁船により営む漁業のうち主としてさし網を使用して営む漁業及び主としてえびかごを使用して営む漁業
2	10トン未満の漁船により営む漁業のうち1に掲げる漁業以外の漁業
3	10トン以上の漁船により営むかご漁業及びさし網漁業
4	10トン以上の漁船により営むいか釣り漁業

に改める。